

令和 4 年度 第 3 回 地連審査会の開催について

標記審査会を下記の要領にて開催致します。対象の方にお知らせ頂き、受審区分に応じて、多数受審頂きますようお願い致します。なお、新型コロナウイルス感染拡大の場合は、中止または延期の可能性もございます。予めご了承ください。

記

- 受審資格
 - ・全日本弓道連盟の会員であること。
 - ・弐段以上の受審者は、現段位認許日から 5 ヶ月以上経過していること。
 - ・下表の受審区分に従うこと。高校生の参段受審者は、学校長の許可を得ること。
 - ・支部所属の小中学生、高校生も、下表の受審区分に従うこと。
 - ・ビデオ審査を受審する際は、ビデオ審査会の開催要項を参照すること。

受審段級位	高校生	大学生・一般
弐段以下		本要項の対象
参・四段	本要項の対象(参段のみ)	

2. 受審の流れ

項目	詳細	期日
① 審査申込み	・所定の用紙に必要事項を記入の上、 <u>審査料を添えて</u> 申し込むこと。 (高校弓道部は指定の用紙にて一括で申し込むこと。) ※ 審査申込書の記入は、『記入要領・記入例』によること。 (https://shiga-kyudo.com/article/296) 【送付先】 野洲市・竜王町・東近江市以北の学校・支部 〒526-0806 長浜市今町 428 中川 靖 TEL 0749-65-7237 E-mail: prolnakagawa@yahoo.co.jp 上記以外の学校・支部 〒520-0843 大津市北大路 3-6-20 杉本 彰 TEL 077-537-3403 E-mail: rc69shin2@yahoo.co.jp 【振込先】 郵便貯金普通 加入者名 滋賀県弓道連盟審査部 記号 14630 番号 17507071 ゆうちょダイレクト口座振替(利用手数料月 5 回まで無料)をご利用ください。	締切 11月4日
② 受付時間の連絡	滋賀県弓道連盟ホームページで発表する。	11月24日
③ 審査会実施	【会場】 県立武道館弓道場 (観覧席は閉鎖する。) ※ 受審者が多数の場合は、2 会場で審査を実施(北会場を追加)する。 ・密集、密接を避けるため、指定の時間に受付すること。 ・受付での体温測定で 37.5℃以上の発熱がある場合は受審できない。 ・受付で手の消毒を行い、在場中、手洗い、消毒管理を徹底すること。 ・行射時以外はマスクを着用し、行射中のマスクは各自で管理すること。 ・更衣室での密集、密接を避けるため、弓道衣での来場が好ましい。 ・初～四段は弓道衣で受審すること(四段も弓道衣での受審とする。) ・開会式、矢渡し、閉会式は実施しない。行射終了後、直ちに帰宅すること。	11月27日
④ 合格者の発表	滋賀県弓道連盟ホームページで発表する。	12月上旬
⑤ 登録料の納付	合格者は期日までに登録料を納入すること。未納の場合は不合格とする。	HP 参照
⑥ 認許証の送付	各支部、学校宛てに郵送する。	

3. 学科審査 レポート形式

下記の問題に対する解答を自筆手書きで事前に作成し、審査当日持参し、受付に提出すること(1 級、段位は、添付の A4 サイズ様式で1枚程度)。

【3・2 級の部】 別紙添付の問題

【1 級の部】 射法八節を列記し、『足踏み』について述べなさい。

【初段の部】 ・「射法八節」を順に列挙し、「引分け」を説明しなさい。

・弓道を学んで良かったと思うことを述べなさい。

【弐段の部】 ・(立射での)「矢番え動作」について説明しなさい。

・弓道が他のスポーツと異なる点について述べなさい。

- 【参段の部】・「射法・射技の基本」を列挙し、「基本体型(縦横十文字と五重十文字)」について説明しなさい。
 ・「審査を受ける心構え」について述べなさい。
- 【四段の部】・「射法・射技の基本」を列記し、「心・気の働き」を説明しなさい。
 ・「礼記―射義―」「射法訓」の教えの要点について述べなさい。

4. 審査料・登録料・滋賀県弓道連盟会費

受審段級位	級位	初段	弐段	参段	四段
審査料	¥1,030*	¥2,050	¥3,100	¥4,100	¥5,100
登録料(合格時)	¥1,030	¥3,100	¥4,100	¥5,100	¥6,200
現有段級位	無・級位	1級	初段	弐段	参段
滋賀県弓道連盟 会費	一般	¥5,000 (全日本弓道連盟会費 2,000円を含む)			
	大学生	¥1,250			
	高校生	¥500 (高校弓道部員は¥300)			

※ 級位を受審し、飛び級により初段に合格した場合は、審査料の差額 1,020 円を徴収する。

5. 注意事項

- ・立射で受審する際は、審査申込書の受審者連絡欄にその旨を朱書すること。高校弓道部は取りまとめ時に顧問が承認し、その旨を欄外に朱書すること。
- ・審査申込書に記入漏れ・虚偽記載がないこと。
- ・審査当日、受付すること。
- ・審査会の運営、進行については、係員の指示に従うこと。
- ・弓具、貴重品の紛失・間違いのないよう各自で管理すること。
- ・一旦納付された受審料は、理由の如何を問わず返還しない。合格者は後日、登録料を納入すること。
- ・審査会当日の午前7時時点で、滋賀県内に暴風警報が発令されている場合は、射場審査会を中止とする。
- ・審査申込書記載の個人情報の取扱いについて、審査申込書の提出により下記の承諾を得たものとする。
 - ① 審査名簿ほか関係書類への記載(氏名、住所、所属、年齢・学年・生年月日、段級位・認許年月、特記事項)
 - ② 立順表、月刊『弓道』・ホームページへの掲載(氏名、所属、段級位)

以上